

# 一般社団法人HRM協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人HRM協会と称する。

英文名はHuman Resources Members Association と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 当法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、アジア人として考え、行動し、調和のとれた新しいアジアの時代を創り豊かな社会にする為に、人的資産（本来個人に備わっている能力と人脈）を最大限に活用できる「知恵と実践の場」を提供し、互助精神で協力し合うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 事業発表会の提供、運営および拡大支援
- (2) 各種フォーラム、セミナー、イベント、交流会等の開催
- (3) アジア圏への社会貢献事業
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 前項の事業については、日本国および諸外国において行うものとする。

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法をとる。

## 第2章 会員および社員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、入会の承認を得た個人および法人で**本部並びに各支部から互選により選出された者**
- (2) 個人会員 当法人の目的に賛同し、入会の承認を得た個人
- (3) 法人会員 当法人の目的に賛同し、入会の承認を得た法人
- (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会の承認を得た個人又は団体
- (5) 名誉会員 当法人に功労のあった者、20年以上正会員だった者、または学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、必ず既存会員の紹介を受け、別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

3 正会員、個人会員、法人会員、賛助会員は理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 正会員、個人会員、法人会員、賛助会員は別に定める会費を納入しなければならない。

(社員)

第8条 当法人の社員は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員および社員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

2 社員は会員の資格を喪失したときに、その資格を喪失する。

(退会)

第10条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次にいずれかに該当する場合には、第33条理事会の決議によって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、理事会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対して、通知するものとする。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第13条 社員総会は社員をもって構成する。

2 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

#### 第4章 役員および顧問

(員数)

第19条 当法人に次の役員および顧問を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名
- (3) 顧問 5名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする

3 代表理事を理事長とし、理事のうち、2名以内を副理事長、2名以内を専務理事、3名以内を常務理事とすることが出来る。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。顧問は理事長が選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第22条 理事長は当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は理事長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。

3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(顧問の職務権限)

第24条 顧問は理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

(役員の報酬等)

第25条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、理事会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第27条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第一項の規定により、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第27条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求を

した理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第38条 当法人は、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第39条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第7章 財産および会計

(財産の管理・運用)

第42条 当法人の財産の管理・運用は理事会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成する為に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 決算上剰余金が生じたときは、これを社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

(残余財産の処分)

第45条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、理事会の決議によつて、公益社団法人および公益財団法人の認定などに関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

(委員会)

第46条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 審議会

(審議会)

第47条 当法人の事業発表会に関して、事前に審議および審査する目的として審議会を設置することができる。

2 審議会のメンバーは、会員および学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 審議会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める

## 第10章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容、財務資料などを積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第50条 当法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第12章 附則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年2月末日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第53条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 弓山桂司

設立時理事 大坪文夫

設立時理事 鈴木拓

設立時理事 新村嘉朗

設立時理事 松山隆幸

設立時代表理事 弓山桂司

設立時監事 古田土満

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第54条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 東京都練馬区高松2-1-9-203

氏名 弓山桂司

設立時社員 住所 千葉県花見川区さつきが丘2-34-11-102

氏名 大坪文夫

設立時社員 住所 東京都荒川区町屋4-17-2-303

氏名 鈴木拓

設立時社員 住所 東京都大田区下丸子4-27-2-201

氏名 新村嘉朗

設立時社員 住所 東京都大田区田園調布2-1-16-202

氏名 松山隆幸

(法令の準拠)

第55条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人HRM協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年2月20日

設立時社員 弓山桂司

設立時社員 大坪文夫

設立時社員 鈴木拓

設立時社員 新村嘉朗

設立時社員 松山隆幸